資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六十九万円、資本準備金の額を百二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十九頁（号外第八十六号）

令和七年五月十九日

京都市伏見区桃山町根来一二番地四

ＵＤＯＮ株式会社

代表取締役　小**西**　達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十九日

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番七号

株式会社マーシー・マーシー

代表取締役　西　桂

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十九日

大阪府吹田市高城町五番一五号

栄電気株式会社

代表取締役　田中　敏之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である沈太龍が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日

東京都江東区青海三丁目四番七号

株式会社エイチエムエムパシフィック

日本における代表者　沈　太　龍

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年五月十七日開催の通常総会において、出資一口の金額を金十万円から金一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

令和七年五月十九日

愛知県一宮市小信中島字郷東一二番地

尾州ガーメント協同組合

代表理事　八木　直彦

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億一千八百六十万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社ＧＲＥＥＮ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　樫の木特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　松の木特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千六百万円減少し金十二億九千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十七日

掲載頁　九十頁（号外第二一五号）

令和七年五月十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

厚木ロジ特定目的会社

取締役　中村　武

取消公告

令和七年一月三十一日掲載の組織変更公告は取消します。

令和七年五月十九日

岡山県瀬戸内市牛窓町長浜六八八七番地

有限会社聖美（旧商号有限会社浜崎鉄工）

代表取締役　浜崎　聖二

正誤

ページ	段	行	誤	正
四六	上	一二	政令の施行の日（政令第百七十五号）の施行の日	政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日

（原稿誤り）

令和七年四月二十三日官庁報告欄法務省告示配第九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

八ページ四段一二行目から一三行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
二八	上	九～八（改正後欄終りから）	第八八・〇二項	第八八〇二・六〇号

（原稿誤り）

令和七年四月九日（号外第八十号）公布経済産業省令第三十六号（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

令和七年四月九日（号外第八十号）経済産業省告示第六十三号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件）

（原稿誤り）